

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律案 新旧対照表

○平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行
目次		
第一章 総則（第一条）	第一章 総則（第一条）	
第二章 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部（第二条—第十二条）	第二章 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部（第二条—第十二条）	
第三章 基本方針等（第十三条・第十三条の二）	第三章 基本方針（第十三条）	
第四章 大会の円滑な準備及び運営のための支援措置等	第四章 大会の円滑な準備及び運営のための支援措置等	
第一節 国有財産の無償使用（第十四条）	第一節 国有財産の無償使用（第十四条）	
第二節 寄附金付郵便葉書等の発行の特例（第十五条）	第二節 寄附金付郵便葉書等の発行の特例（第十五条）	
第三節 組織委員会への国の職員の派遣等（第十六条—第二十一条）	第三節 組織委員会への国の職員の派遣等（第十六条—第二十一条）	
八条)	八条)	
附則	附則	
（趣旨）	（趣旨）	
第一条 この法律は、平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会（以下「大会」と総称する。）が大規模かつ国家的に特に重要なスポーツの競技会であることに鑑み、大会の円滑な準備及び運営に資するため、東京オリ	第一条 この法律は、平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会（以下「大会」と総称する。）が大規模かつ国家的に特に重要なスポーツの競技会であることに鑑み、大会の円滑な準備及び運営に資するため、東京オリ	

ンピツク競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部の設置及び基本方針の策定等について定めるとともに、国有財産の無償使用等の特別の措置を講ずるものとする。

第三章 基本方針等

(基本方針)

第十三条 (略)

(国会への報告)

第十三条の二 政府は、大会が終了するまでの間、おおむね一年に一回、大会の円滑な準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況についての報告を国会に提出するとともに、これを公表しなければならない。

ンピツク競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部の設置及び基本方針の策定について定めるとともに、国有財産の無償使用等の特別の措置を講ずるものとする。

第三章 基本方針

(新設)

第十三条 (略)